

平成 28 年度「東京手仕事」ブランドウェブサイト 構築運用委託業務に係る企画提案仕様書

1 件名

平成 28 年度「伝統工芸品の商品開発・普及促進支援事業」「東京手仕事」ブランドウェブサイトの構築および運用等業務委託について

2 目的

(公財)東京都中小企業振興公社が推進する「伝統工芸品の商品開発・普及促進支援事業」のプロジェクトブランドである「東京手仕事」の国内外への情報発信力を強化し、プロジェクト参画商品の理解促進及び販路開拓を図るため、新たに「東京手仕事」ブランドウェブサイトを構築し継続して運用できる体制を整備する。

3 「東京手仕事」ブランドウェブサイト構築運用方針

(1) 「東京手仕事」の包括的情報をわかりやすく整理し発信する

(公財)東京都中小企業振興公社が取得している tokyoteshigoto.tokyo のドメインを活用し、「東京手仕事」のブランド背景やブランド内容、各事業者および各商品、その他「東京手仕事」の活動内容等の包括的情報をわかりやすく整理し、本 WEB サイトを訪れるあらゆる人々が、それぞれの目的に応じて必要な情報を入手出来るようにする。

(2) 「東京手仕事」への興味関心を高めるコンテンツを企画制作し発信する

本 WEB サイトを訪れる人々に対し、「東京手仕事」の活動やそれぞれの事業者及び商品に関する興味関心を喚起し、理解促進を図っていくコンテンツを企画制作し発信していく。

(3) 「東京手仕事」ブランドウェブサイトの訪問者数を増やす施策を実施する

本 WEB サイトの新規訪問者を増やし、かつ訪問者のリピートを促進するために、SNS 等を効果的に活用したプロモーション及びコミュニケーション施策を実施する。

(4) 本サイトの将来的自立化に関する提案

「東京手仕事」ブランドウェブサイトが将来自立化し、継続運営できるための提案を盛り込むこと。

4 委託内容

(1) サイトコンテンツの企画デザイン

ア) サイト構築運用に関する企画ディレクション

イ) サイトコンテンツの企画

ウ) 企画に基づいたコンテンツ制作のための情報収集及び素材開発（取材撮影等）

エ) コンテンツ制作のための情報整理（取材内容、写真等の素材整理）

オ) テキストコンテンツの制作実務（編集、コピー、画像トリミング等）および英訳
35 事業者

カ) 動画コンテンツの制作 15 事業者および英語字幕（なお、動画制作する 15 事業者
は公社が選定する）

キ) ページデザイン

次のデザイン要件を満たすサイトデザイン案（トップページ、カテゴリページ、
詳細ページ）を作成し、提案すること。

デザインの最終決定は、受託事業者と協議の上、および、公社が指定するブラン
ドディレクターの監修を受けて決定することとする。

i) サイト全体のデザインについては、サイトの全体構成、掲載項目の整理、閲
覧者のアクセシビリティ・ユーザビリティ等を考慮すること

ii) サイト全体として標準化・統一化されたページデザインであること

iii) 閲覧者が「東京手仕事」のブランドイメージを感じとれるようなデザインを、
サイト全体に盛り込むこと

iv) トップページのデザインは、閲覧者の「東京手仕事」に対する興味関心を喚
起するようなデザインを盛り込むこと。

ク) コーディング

i) 第三者がメンテナンスしやすいコーディング方法によるサイト作成を行うこ
と。

ii) SEO 対策として、検索エンジンに正しくインデックスされる状態となること。

（2）情報更新システムの構築・整備

ア) CMS 構築

新着情報更新等、本 WEB サイトのコンテンツや運用状況に合わせた CMS を構築する。

イ) CMS 更新用マニュアル作成

システムの知識を有さないものでも簡単にサイト更新可能なマニュアルを作成する。

（3）その他必要な機能の整備

ア) アクセス解析

WEB サイトのアクセス数を把握するため、google Analytics を導入すること。

イ) WEB ブラウザの対応

i) Windows 版

Internet Explorer10 以上、Google Chrome 最新版、FireFox 最新版

Macintosh 版

Safari 最新版、Google Chrome 最新版、FireFox 最新版に対応すること

ii) スマートフォン（Android 4.4 および iOS9 以上）に対応すること

ウ) セキュリティ対策

- i) データの改ざん防止等については十分考慮すること
- ii) セキュリティ対策費は、すべて本業務に含まれることとする。

(4) ウェブサーバーの準備・最適化

委託業務に係る Web コンテンツについては、民間事業者等の提供するレンタルサーバー内に置くこと。

なお、レンタルサーバーの使用は次のとおりとする。

- i) セキュリティ対策の施された建物内に設置されていること。
- ii) 委託業務により作成されたコンテンツが全て掲載可能で、かつ適度な空き容量を有していること。
- iii) 週 1 回以上のデータバックアップサービスが提供されていること。
- iv) 独自ドメインが使用可能であること。
- v) 外部からの攻撃やウイルス対策等適切なセキュリティが提供されていること。
- vi) SSL サーバー証明書のインストールが可能であること（共有 SSL も可）。

(5) サイト運用支援

ア) サイト運用に関する連絡会議の開催

（公財）東京都中小企業振興公社「東京手仕事」プロジェクト内に設置する「東京手仕事」ブランドウェブサイト構築運営事務局と受託事業者で構成されるサイト運用連絡会議を設置し、定期的にサイト運用状況のチェック及び更新コンテンツやプロモーションに関する協議を実施する。

イ) CMS に対応した情報更新コンテンツの作成サポート

CMS に対応した情報更新コンテンツの作成業サポート業務を、必要に応じて適宜実施する。

ウ) 更新コンテンツの企画制作

本サイトの更新コンテンツを企画制作し、計画に応じて発信していく。

エ) SNS 等を活用したサイト誘導プロモーション

本サイトの新規訪問者を増やし、かつ訪問者のリピートを促進するために、SNS 等を効果的に活用したプロモーション及びコミュニケーション施策を実施する。

オ) 問い合わせ対応

「東京手仕事」ブランドウェブサイトへの各種問い合わせを取りまとめ、「東京手仕事」ブランドウェブサイト構築運営事務局と連携して問い合わせ対応を行う。

カ) SEO 対策

検索エンジンの仕様変更などが発生した場合、変更後も正しくインデックスされる状態となるように調整対応を行うこと。

5 要提案事項

- (1) 将来的な WEB サイト自立運営の提案
- (2) コンテンツの企画提案（テキストおよび動画）
- (3) 継続的な集客方法の提案
- (4) ページデザインの提案
- (5) セキュリティーの提案
- (6) 交流機能の提案
- (7) S E O 対策の提案
- (8) S N S プロモーションの提案

6 応募参加資格

次に掲げる要件を原則としてすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 東京に本社事務所を構えており、かつ、東京都指名参加資格を有すること。
- (3) 東京都における伝統工芸品の現状と課題に関する十分な知見を有すること。
- (4) 伝統工芸品の普及促進及び販売促進に関する十分な知見を有すること。
- (5) 本 WEB サイト上で参画事業者の掲載商品の販売支援を遂行するために必要な体制及び実績を有すること。

7 履行場所

（公財）東京都中小企業振興公社（以下、「公社」と言う。）が指定する場所

8 契約期間

契約確定日の翌日から平成 29 年 3 月 31 日（金）まで

9 所有権・著作権等の帰属

本件委託業務に関して受託者が作成したすべての成果物の所有権及び著作権は、公社に帰属する。受託者は著作権者人格権を行使しないものとする。

10 再委託の取扱い

- (1) 受託者は、委託業務の全部または主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、予め書面により公社の承認を得たときにはこの限りでない。
- (2) この仕様書に定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負う。

11 契約事項の遵守・守秘義務

- (1) 本契約業務の実施に当たっては、条例、規則、関係法令を十分に遵守するほか、契約書に記載の事項に従って処理すること。
- (2) 本契約業務の履行により知り得た個人情報は公社の保有個人情報であり、その取り扱いについては、別紙2「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。

1 2 暴力団等排除に関する特記事項

暴力団等排除に関する特記事項については、別紙3に定めるところによる。

1 3 環境に良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年都条例第215号）の指定に基づき、次の事項を遵守すること。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に務めること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

1 4 提案金額

19,926,000 円（税込）以内で提案し、金額の明細も添付すること。

1 5 支払方法

- (1) サイト構築フェーズとサイト運用フェーズを分け、それぞれの委託業務完了を確認後、請求書を受理した翌月末までに一括して支払う。
サイト運用フェーズの業務委託完了時期は本契約の契約満了日とする。

1 6 その他

- (1) この仕様書に疑義が生じた場合には、その都度、公社と協議し定めることとする。
- (2) 契約金額には、本仕様書に定めるもののほか、本業務の履行に必要なとなる一切の経費を含む。
- (3) 提案書は、正本1部、副本7部を提出すること。なお、提案書から会社名が推測されないよう配慮すること。

1 7 連絡先

（公財）東京都中小企業振興公社 城東支社
東京手仕事プロジェクト 商品開発・普及促進事務局 広瀬・國松
電話03-5680-4631 FAX 03-5680-0710

個人情報に関する特記事項

（定義）

第1 本業務において、公益財団法人東京都中小企業振興公社（以下、公社という。）の保有する個人情報（以下、単に「個人情報」という。）とは、公社が貸与する原票、資料、貸与品等に記載された個人情報及びこれらの情報から受託者が作成した個人情報並びに受託者が本委託契約の過程で収集した個人情報のすべてをいい、受託者独自のものと明確に区分しなければならない。

（個人情報の保護に係る受託者の責務）

第2 受託者は、この契約の履行に当たって、個人情報を取り扱う場合は、「東京都個人情報の保護に関する条例」（平成2年東京都条例第113号）を遵守して取り扱う責務を負い、以下の事項を遵守し、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報保護に必要な措置を講じなければならない。

（再委託の禁止）

第3 受託者は、この契約書に基づく委託業務を第三者に委託してはならない。ただし、委託業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的業務についてあらかじめ公社の書面による承諾を得た場合にはこの限りでない。

2 前項ただし書きに基づき公社に承諾を求める場合は、再委託の内容、そこに含まれる情報、再委託先、個人情報管理を含めた再委託先に対する管理方法等を文書で提出しなければならない。

（秘密の保持）

第4 受託者は、第3第1項ただし書きにより都が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

2 第3第1項ただし書きにより、都が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

（目的外使用の禁止）

第5 受託者は、この契約の履行に必要な委託業務の内容を他の用途に使用してはならない。

また、第3第1項ただし書きにより都が承認した部分を除き、契約の履行により知り得た内容を第三者に提供してはならない。

（複写複製の禁止）

第6 受託者は、この契約に基づく業務を処理するため、都から引き渡された原票、資料、貸与品等がある場合は、公社の承諾なくして複写又は複製をしてはならない。

（個人情報の管理）

第7 受託者は、都から提供された原票、資料、貸与品等のうち、個人情報に係るもの及び受託者が契約履行のために作成したそれらの記録媒体については、施錠できる保管庫又は施錠、入退管理の可能な保管室に格納するなど適正に管理しなければならない。

2 受託者は、前項の個人情報の管理に当たっては、管理責任者を定めるとともに、台帳等を

設け個人情報の管理状況を記録しなければならない。

3 受託者は、公社から要求があった場合には、前項の管理記録を公社に提出しなければならない。

（受託者の安全対策と管理体制資料の提出）

第8 受託者は、委託業務の適正かつ円滑な履行を図るとともに個人情報保護に万全を期するため、委託業務の実施に当たって使用する受託者の管理下の施設において、以下の事項について安全管理上必要な措置を講じなければならない。

- （1）委託業務を処理する施設等の入退室管理
- （2）公社から提供された、原票、資料、貸与品等の使用保管管理
- （3）契約履行課程で発生した業務記録、成果物等（出力帳票及び磁気テープ、フロッピー等の磁気媒体を含む。）の作成、使用、保管管理
- （4）その他仕様等で指定したもの

2 公社は、前項の内容を確認するため、受託者に対して、個人情報の管理を含めた受託者の安全管理体制全般に係る資料の提出を求めることができる。

（公社の検査監督権）

第9 公社は、必要があると認める場合には、受託者の作業現場の実地調査を含めた受託者の個人情報の管理状況に対する検査監督及び作業の実施に係る指示を行うことができる。

2 受託者は、公社から前項に基づく検査実施要求、作業の実施に係る指示があった場合には、それらの要求、指示に従わなければならない。

（資料等の返還）

第10 受託者は、この契約による業務を処理するため公社から引き渡された原票、資料及び貸与品等並びに受託者が収集した個人情報に係る資料等を、委託業務完了後速やかに公社に返還しなければならない。

2 前項の返還時に、個人情報に係るものについては、第7第2項に定める個人情報の管理記録を併せて提出し報告しなければならない。

（記録媒体上の情報の消去）

第11 受託者は、受託者の保有する記録媒体（磁気ディスク、紙等の媒体）上に保有する、委託処理に係る一切の情報について、委託業務終了後、すべて消去しなければならない。

2 第3第1項ただし書きにより都が承認した再委託先がある場合には、再委託先の情報の消去について受託者が全責任を負うとともに、その状況を前項の報告に含め都に報告しなければならない。

（事故発生の通知）

第12 受託者は、委託業務の完了前に事故が生じたときには、速やかにその状況を書面をもって公社に通知しなければならない。

2 前項の事故が、個人情報の漏えい、滅失、き損等の場合には、漏えい、滅失、き損した個人情報の項目、内容、数量、事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、速やかに都に報告し、公社の指示に従わなければならない。

（公社の解除権）

第 13 公社は、受託者の個人情報の保護に問題があると認める場合はこの契約を解除をすることができる。

（疑義についての協議）

第 14 この取扱事項の各項目若しくは仕様書で規定する個人情報の管理方法等について疑義等が生じたとき又はこの取扱事項若しくは仕様書に定めのない事項については、両者協議の上定める。

暴力団等排除に関する特約事項

(暴力団等排除に係る契約解除)

- 1 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(昭和62年1月14日付61財経庶第92号。以下「要綱」という。)別表1号に該当する(共同企業体又は事業協同組合あるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。)として要綱に基づく排除措置を受けた場合は、催告なくこの契約を解除されても異議がないこと。また、この場合において、損害を生じても賠償の請求はできないこと。
- 2 1に定めるところによりこの契約を解除されたときは、契約保証金を納付している場合を除き、契約金額の100分の10に相当する違約金を支払うこと。

(再委託(下請負)禁止等)

- 3 要綱に基づく排除措置を受けた者又は東京都(以下「都」という。)の契約から排除するよう警視庁から要請があった者(以下「排除要請者」という。)に、再委託(下請負人には)できないこと。
- 4 排除措置を受けた者又は排除要請者のうち、要綱別表1号に該当する者を再委託(下請負人と)していた場合は、当該契約解除の求めに応じること。また、この場合において、契約の解除を求められたにもかかわらず、正当な理由がなくこれを拒否したと認められるときは、公社の契約から排除する措置を講じられても異議がないこと。
- 5 4に定めるところにより契約解除があった場合は、一切の責任を負うこと。

(不当介入に関する通報報告)

- 6 契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合(再委託した者(下請負人)が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。)は、遅滞なく公社への報告及び警視庁管轄警察署(以下「管轄警察署」という。)への通報(以下「通報報告」という。)並びに捜査上必要な協力をする事。
- 7 6の場合において、通報報告に当たっては、別に定める「不当介入通報・報告書」を2通作成し、1通を公社に、もう1通を管轄警察署にそれぞれ提出すること。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行い、後日、遅滞なく不当介入通報・報告書を公社及び管轄警察署に提出すること。
- 8 再委託した者(下請負人)が暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく報告するよう当該再委託した者(下請負人)を指導すること。
- 9 不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく公社への報告又は警視庁管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、公社の契約から排除する措置を講じられても異議がないこと。